規　則

人事院は、国家公務員法（昭和二十二年法律第百二十号）に基づき、人事院規則一一―八（職員の定年）の一部改正に関し次の人事院規則を制定する。

令和二年三月十二日

人事院総裁　一宮なほみ

人事院規則一一―八―四七

人事院規則一一―八（職員の定年）の一部を改正する人事院規則

人事院規則一一―八（職員の定年）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
第四条　（略）	**第四条**　（略）
2　（略）	2　（略）
3　第一項に定めるもののほか、当分の間、次の各号に掲げる原子力規制委員会の職員を法第八十一条の二第二項第三号の規則で定める職員とし、これらの職員の定年は、それぞれ当該各号に定める年齢とする。	3　第一項に定めるもののほか、当分の間、次の各号に掲げる原子力規制庁の職員を法第八十一条の二第二項第三号の規則で定める職員とし、これらの職員の定年は、それぞれ当該各号に定める年齢とする。
一　上席原子力防災専門官、原子力防災専門官、原子力艦放射能調査専門官、上席放射線防災専門官、統括核物質防護対策官、主任安全審査官、主任監視指導官、原子力運転検査官、主任原子力専門検査官及び原子力専門検査官　年齢六十三年	一　上席原子力防災専門官、原子力防災専門官、上席放射線防災専門官、原子力運転検査官、主任原子力専門検査官、原子力専門検査官、首席原子力専門検査官及び上席原子力専門検査官　年齢六十三年
二　地域原子力規制総括調整官、上席安全審査官、安全規制調整官、首席原子力専門検査官、統括監視指導官、上席原子力専門検査官、上席監視指導官、統括原子力運転検査官、教官及び上席指導官　年齢六十五年	二　地域原子力規制総括調整官、上席安全審査官、安全規制調整官、統括原子力運転検査官、教官及び上席指導官　年齢六十五年

附　則

この規則は、公布の日から施行する。